

「輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表」（昭和４１年通商産業省告示第１７０号）の一部改正案（ワシントン条約決議及び締約国等からの通知に基づく改正）に対する意見募集の結果について

令和８年６月２６日
経 済 産 業 省
貿 易 管 理 課

「輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表」（昭和４１年通商産業省告示第１７０号）の一部改正案（ワシントン条約決議及び締約国等からの通知に基づく改正）について、令和８年４月２４日から同年５月２８日まで意見募集を実施しました。

提出意見と提出意見を考慮した結果については以下のとおりです。

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	ウナギの輸入に関して、 稚魚の輸入・輸出は、出自の如何に関わらず、全面禁止すべきではないか。 国・種にかかわらず、マネーロンダリングのごとく 稚魚のロンダリングが行われている事が、昨今の摘発で 指摘されている。 BBC や NPR などの海外報道では、ヨーロッパウナギ、東南アジアのウナギなどが密漁・密輸され、多国を経由して「日本」の養殖ウナギとして販売されている実態が 報告されている。 これは 証明書の付いた稚魚でも、密漁・密輸に関わっている可能性が 非常に高い、という事だ。 摘発が進めば、日本での違法行為や、それを見逃す省庁の責任も問われるだろう。 早急に、国際協定に倣い、ウナギ稚魚の貿易を停止して 種の保全に努めるべきだ。	御意見ありがとうございます。 ヨーロッパウナギについては、CITES（ワシントン条約）附属書Ⅱ掲載種であり、我が国はこれに留保を付していないことから、外為法に基づき輸入の際に輸出国当局が発行する輸出許可書等を確認し、CITES 上の国際取引規制を実施しております。 また、ウナギの稚魚の密漁・密輸対策は重要と考えており、我が国と中国を含む東アジアの４カ国・地域が参加する協議において、毎年度、ニホンウナギやそれ以外のウナギを含むウナギの稚魚の養殖池への池入数量上限に合意し、無秩序な資源の利用を抑止しています。 引き続き、関係国等と連携しつつ、ウナギ資源の保全に努めてまいります。

2	本改正案について意見を提出いたします。 ワシントン条約に基づく国際的な野生動植物の保護および適正な取引管理の重要性については十分理解しており、本改正の趣旨については賛同いたします。 一方で、輸入承認対象の追加や事前確認対象の見直しは、港湾・通関現場における確認業務および審査手続きの増加につながる可能性があるため、実務運用への影響について配慮が必要であると考えます。 特に、ヨーロッパウナギに関する出所区分「ランチング」の取扱いについては、科学的根拠の有無に基づく判断が必要とされていることから、輸入実務においては判断基準が不明確な場合、現場での確認作業が複雑化する懸念があります。そのため、具体的な判断基準や確認手続きについて、実務担当者が理解しやすい形でのガイドラインや事例の提示をお願いしたいです。 また、外国政府からの通知の取扱い変更に伴い、既存の運用からの移行が発生することを踏まえ、関係事業者および現場担当者への十分な周知期間と説明機会の確保が重要であると考えます。 国際的な条約遵守と輸入実務の円滑な運用が両立されるよう、実務現場に即した分かりやすい制度設計を強く要望いたします。	ワシントン条約に基づく適正な取引管理の重要性について御理解いただき、また本改正の趣旨に御賛同いただきありがとうございます。 本改正は、近年の CITES における議論を踏まえ、ヨーロッパウナギへの出所区分「ランチング」の適用について、十分な科学的根拠がない限り承認しないことが勧告されたことを受け、当該勧告を適切に履行するために、輸入時において事前確認の対象とするものです。本改正により追加される確認手続きについては、過度な負担とならないよう適切に運用してまいります。 2024 年 7 月に開催された CITES 第 33 回動物委員会は、以下のように本種の自然下での死亡率や生存率の観点から、本種には「ランチング」の定義に合致することを示す十分な科学的根拠は確認されていないとの指摘がなされています。こうした CITES での議論の現況を踏まえつつ、適切に審査を行ってまいります。 さらに、輸入事務担当者向け説明会の実施や、経済産業省ホームページでの情報提供の充実等を通じ、制度の周知に努めてまいります。 ヨーロッパウナギは資源状況が懸念されていることも踏まえ、引き続き CITES 決議の適切な実施と輸入実務の円滑な運用の両立に努めてまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。 ・ AC33 サマリーレコード（抜粋） The Animals Committee: b) <u>noted the information in paragraph 11 of document AC33 Doc. 40 concerning the potential use of source code R (ranching) for specimens of European eel (A. anguilla) from aquaculture production systems;</u> ・ AC33 Doc40 (WG 報告文書)（抜粋） 11. Concerning the potential use of source code R (ranching) for specimens of European eel (A. anguilla) from aquaculture production systems, <u>the working group concluded the following:</u> o) In conclusion, the glass and yellow eel stage of <u>Anguilla anguilla</u> <u>does not have an intrinsic high mortality rate or generally a very low</u>
---	---	--

		<u>probability of surviving</u> to adulthood but recruitment beyond the carrying capacity of habitats can cause mortality rates <u>which are in compliance with the definition for ranching.</u>
--	--	---